

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都東久留米市中央町一丁目1番6号

氏名 大生運輸株式会社  
代表取締役 大屋 稔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 別添 要一



許可の年月日 平成26年10月13日

許可の有効年月日 平成31年10月12日

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬(積替え保管を含む)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、  
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物を含む) (以上10種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (以上9種類)

### 2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面)

(1) 東京都東久留米市八幡町三丁目10番8号

### 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から18時までとする。
- (2) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬入搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行なうこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 1年10月13日 新規許可  
平成26年10月13日 更新許可 第5回

### 5 積替え許可の有無

\*\*\*\*\*

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面に続く)



(裏面)

## 2 積替え保管施設

(1) 住所：東京都東久留米市八幡町三丁目10番8号

積替え保管面積：149.5m<sup>2</sup>

最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥	ドラム缶(200L)×2缶 0.4m <sup>3</sup>
廃油	ドラム缶(200L)×2缶 0.4m <sup>3</sup>
廃プラスチック類	コンテナ(7.2m <sup>3</sup> )×1基 7.2m <sup>3</sup>
紙くず	コンテナ(3.4m <sup>3</sup> )×1基 1.7m <sup>3</sup>
繊維くず	
木くず	コンテナ(3.8m <sup>3</sup> )×1基 3.8m <sup>3</sup>
金属くず	コンテナ(3.4m <sup>3</sup> )×1基 3.4m <sup>3</sup>
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ドラム缶(200L)×2缶 0.4m <sup>3</sup>
がれき類	ドラム缶(200L)×2缶 0.4m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの混合物 (廃家電に限る)	コンテナ(8.0m <sup>3</sup> )×2基 16.0m <sup>3</sup>
	合計保管量 35.4m <sup>3</sup>

(以下余白)